

多賀区役員選挙規則

(昭和40年4月1日 施行)

多賀区役員選挙規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、大字多賀区規約（以下「区規約」という。）第8条に規定する次の役員の選出及び選挙について定める。

- (1) 区長
- (2) 副区長
- (3) 会計
- (4) 協議員

(役員選出趣旨)

第2条 役員については、区規約の趣旨に鑑み、伝統と規律を育み民主的かつ健全な発展に資するため、良識ある円満篤実なる人格を選出するものとする。

第2章 役員選出

第1節 区長、副区長の選出形態及び優先順位

(区長の選出方法及び優先順位)

第3条 区長の選出方法及び優先順位は次による。

- (1) 立候補による選出（再任を含む。）
- (2) 副区長から就任（次期区長に立候補が無いとき。）
- (3) 協議員会長から就任（次期区長に就任する者に事故が生じたとき。）
- (4) 協議員副会長からの就任（第3号の協議員会長に事故が生じたとき。）

(副区長選出方法及び優先順位)

第4条 副区長選出方法及び優先順位は次による。

- (1) 次期区長からの委嘱による就任
 - (2) 立候補による選出（再任を含む。）
 - (3) 協議員会長からの就任（委嘱による就任が無く立候補も無い場合に限る。）
 - (4) 協議員副会長から就任（次期副区長に就任する者に事故が生じた場合に限る。）
- 2 現区長は、次期区長が次期副区長を意中の者に委嘱したい旨の意思を示したときは、当該協議員会に諮り協議員の3分の2以上の賛成をもって承認することができる

第2節 告知及び候補者の資格と立候補手続き

(告知)

第5条 区長は、次期区長及び次期副区長への立候補を募るため、回覧板や掲示板により広く区民に知らせる。

- 2 前項の告知は、立候補受付開始日の30日前に行なう。
- 3 次期区長、次期副区長が決定したら、速やかに回覧板や掲示板により区民に知らせるものとする。また会計も決定されている場合は合わせて区民に知らせる。

(候補者の資格)

第6条 次期区長及び次期副区長の候補者は、次の資格を有するものとする。

- (1) 候補者の年齢は、原則として選挙当該年度の4月1日現在で、満年齢25歳以上の者とする。
- (2) 立候補受付以前に1年以上当区に居住し、区民としての責務を全うしている者。

- (3) 選挙当該年度において、居住する小字の総会で立候補を承認され推薦を得られた者。また総代自からが立候補する場合も同様の手続きを必要とする。

(立候補手続き)

- 第7条 区長及び副区長に立候補しようとする者は、第6条の資格を満たしているものとする。また再任による場合においても立候補を必要とし立候補手続きについても同じとする。
- 2 立候補する者は第6条第3号の推薦の承認を得た旨を記載した別紙の「正副区長立候補届出書」を選挙管理委員長宛に提出する。

(区長の立候補受付)

- 第8条 区長の立候補受付は、区長任期が切れる年度の12月1日から12月7日とし、各日の午前9時30分から正午までに、多賀福社会館内の選挙管理委員長宛に届け出るものとする。ただし、土曜日・日曜日・祝日は受付をしない。

(副区長の立候補受付)

- 第9条 副区長の立候補受付は、区長任期が切れる年度の12月1日から12月7日とし、各日の午前9時30分から正午までに、多賀福社会館内の選挙管理委員長宛に届け出るものとする。ただし、土曜日・日曜日・祝日は受付をしない。

第3節 選挙

(選挙管理委員会)

- 第10条 区長は、当該年度の区長及び副区長の選出業務を迅速に行うため、立候補の受付開始日の30日前までに協議員会内に選挙管理委員会を設ける。この場合の事務所は多賀福社会館とする。
- 2 選挙管理委員の任期は立候補の受付開始日の30日前から協議員会における選挙結果の承認並びに総代会における報告終了までとする。
- 3 選挙に係る役職名及び定員は以下のとおりとする。
- (1) 選挙管理委員長 1名
 - (2) 投票立会人 2名
 - (3) 開票立会人 2名
- 4 次の者は第3項第1号及び第2号の役職に就任できない。
- (1) 協議員会長
 - (2) 副協議員会長
 - (3) 協議員で立候補を予定している者。
- 5 選挙管理委員会は次の業務を行う。
- (1) 選挙期日の決定
 - (2) 立候補届の受理及び立候補者の氏名の発表
 - (3) 投票と開票の管理
 - (4) 協議員会並びに総代会へ選挙結果の報告
 - (5) その他選挙に必要な事項
- 6 選挙管理委員は、特定の候補者について選挙に関する運動をしてはならない。

(重複立候補の禁止)

- 第11条 区長選挙または副区長選挙において、一人で両方の選挙に立候補できない。
- 2 一世帯（区費納入世帯）から1名に限り、区長選挙または副区長選挙に立候補できる。

(立候補の辞退)

- 第12条 立候補の届出を済ませた者が辞退しようとするときは、その理由を記した辞退届を選挙管理員長に届け出るものとする。
- 2 区長選挙の辞退届は、第8条の期日までとする。
 - 3 副区長選挙の辞退届は、第9条の期日までとする。
 - 4 辞退は同一選挙において1回限りとし、再度の立候補はできない。

(選挙権)

- 第13条 第14条、第15条の選挙権は、区規約第3条に掲げるものの内次の者が有する。
- (1) 区三役(区長、副区長、会計)
 - (2) 協議員
 - (3) 総代

(区長選挙に複数の立候補があるとき)

- 第14条 区長選出において複数の立候補があるときは、第13条に定める選挙権を有する選挙人で選挙を行う。
- 2 選挙は12月12日までに実施する。
 - 3 立候補者は誠実に区の運営をおこなうため、自らの方針を公表することができる。
 - 4 投票は選挙人本人が自分で候補者の氏名を書く「自書式投票」とし、得票数の多い方を当選人とする。
 - 5 得票数が同数の場合は、当事者同士の抽選により決定する。

(副区長選挙に複数の立候補があるときの選出)

- 第15条 区長選出時において、第4条第1項の就任者が無く、第4条第2項の立候補に複数の立候補があったときは、第13条に定める選挙権を有する選挙人で選挙を行う。
- 2 選挙は12月20日までに実施する。
 - 3 立候補者は誠実に区の運営をおこなうため、自らの方針等を公表することができる。
 - 4 投票は選挙人本人が自分で候補者の氏名を書く「自書式投票」とし、得票数の多い方を当選人とする。
 - 5 得票数が同数の場合は、当事者同士の抽選により決定する。

(無投票当選)

- 第16条 区長選挙、副区長選挙の立候補の届け出が各々定数を超えなかった場合は、無投票当選とし、選挙は行わない。

(推薦等に係る秘密保持)

- 第17条 区長及び副区長の小字内承認等において、何人も第15条第2項に掲げる期日までは、その氏名や、個人を連想させる発言や行動を慎むこととする。

第3章 その他

(規則の改廃)

- 第18条 区長はこの規則を改正もしくは廃止しようとするときは、協議員会において協議員定数の3分の2以上の同意を得て行うことができる。

(定め無きこと)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については協議員会に諮り協議員定数の3分の2以上の同意を得て定める。

付則

この規則は、昭和40年4月1日より施行する。

この規則は、昭和59年10月1日一部改正

この規則は、平成10年1月20日一部改正

この規則は、平成15年1月7日一部改正

この規則は、平成16年2月14日一部改正

この規則は、平成17年11月1日一部改正

この規則は、平成21年9月14日一部改正

この規則は、平成23年11月17日一部改正

この規則は、平成25年4月1日一部改正

この規則は、平成26年4月1日一部改正

この規則は、令和2年4月1日一部改正

この規則は、令和2年12月11日一部改正

この規則は、令和5年10月15日一部改正